

生駒市規則第 1 1 号

生駒市公印規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 3 1 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市公印規則等の一部を改正する規則

(生駒市公印規則の一部改正)

第 1 条 生駒市公印規則（平成 9 年 3 月生駒市規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表の一般公印の表の 5 の項中「広報広聴課長」を「企画政策課長」に改め、同表の 9 の項中「高齢施策課長」を「福祉政策課長」に改める。

(給料等の支給に関する規則の一部改正)

第 2 条 給料等の支給に関する規則（昭和 3 2 年 7 月生駒市規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の 5 第 1 項の表の 3 の項中「、学校給食センターの所長」を削り、同表の 4 の項中「こども課」を「幼保こども園課」に改め、同表の 5 の項中「秘書課」を「デジタル推進課」に改め、「都市計画課の室長」の次に「、拠点形成課の室長」を、「教育委員会事務局の課長補佐」の次に「、教育指導課の室長、学校給食センターの所長」を加え、「、学校給食センターの副所長」を削る。

(生駒市会計規則の一部改正)

第 3 条 生駒市会計規則（昭和 4 8 年 3 月生駒市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「、学校給食センター所長、学校給食センター副所長」を「、課内室長、学校給食センター所長」に改める。

別表第1中秘書課市制50周年事業室長の部を削り、「市民活動推進課長」を「地域コミュニティ推進課長」に、

| | | |
|----------------------------------|--------------|------|
| 「 I C T イ ノ ベ ー シ ョ ン 推 進 課 長 | 所管に係る徴収金の収納 | 所管係長 |
| | 所管に係る物品の出納保管 | — |

を

| | | |
|-------------|--------------|------|
| デジタル推進課長 | 所管に係る徴収金の収納 | 所管係長 |
| | 所管に係る物品の出納保管 | — |
| スマートシティ推進室長 | 所管に係る徴収金の収納 | 所管係長 |
| | 所管に係る物品の出納保管 | — |

に、

「高齢施策課長」を「福祉政策課長」に、「生活支援係長」を「生活支援課長」に改め、都市計画課学研推進室長の部を削り、都市計画課住宅政策室長の部の次に次のように加える。

| | | |
|-------------|--------------|------|
| 拠点形成課長 | 所管に係る徴収金の収納 | 所管係長 |
| | 所管に係る物品の出納保管 | — |
| 拠点形成課学研推進室長 | 所管に係る徴収金の収納 | 所管係長 |
| | 所管に係る物品の出納保管 | — |

別表第1中

| | | |
|-----------------|-------------------|----------------------|
| 教育委員会教育指導課長 | 所管に係る負担金その他徴収金の収納 | 小・中学校長 所管係長 |
| | 所管に係る物品の出納保管 | — |
| 教育委員会学校給食センター所長 | 所管に係る徴収金の収納 | 小・中学校長 所管係長 |
| | 所管に係る物品の出納保管 | — |
| こども課長 | 所管に係る保育料その他徴収金の収納 | 保育園長 幼稚園長 所管係長 |
| | 所管に係る物品の出納保管 | — |
| 子育て支援総合センター所長 | 所管に係る徴収金の収納 | 所管係長 |
| | 所管に係る物品の出納保管 | — |
| こどもサポートセンター所長 | 所管に係る徴収金の収納 | 所属職員 |
| | 所管に係る物品の出納保管 | — |

を

| | | |
|------------------|-------------------|----------------------|
| 教育委員会学校給食センター所長 | 所管に係る徴収金の収納 | 小・中学校長 所管係長 |
| | 所管に係る物品の出納保管 | — |
| 教育委員会教育指導課長 | 所管に係る負担金その他徴収金の収納 | 小・中学校長 所管係長 |
| | 所管に係る物品の出納保管 | — |
| 教育委員会教育指導課教育政策室長 | 所管に係る徴収金の収納 | 所管係長 |
| | 所管に係る物品の出納保管 | — |
| 幼保こども園課長 | 所管に係る保育料その他徴収金の収納 | 保育園長 幼稚園長 所管係長 |
| | 所管に係る物品の出納保管 | — |

に

| | | |
|---------------|--------------|------|
| こども総務課長 | 所管に係る徴収金の収納 | 所管係長 |
| | 所管に係る物品の出納保管 | — |
| 子育て支援総合センター所長 | 所管に係る徴収金の収納 | 所属職員 |
| | 所管に係る物品の出納保管 | — |
| こどもサポートセンター所長 | 所管に係る徴収金の収納 | 所管係長 |
| | 所管に係る物品の出納保管 | — |

改める。

(生駒市福祉事務所処務規則の一部改正)

第4条 生駒市福祉事務所処務規則(平成25年3月生駒市規則第20号)の一部を次のように改正する。

第2条中「高齢施策課」を「福祉政策課」に改める。

別表第1中「高齢施策課長」を「福祉政策課長」に改める。

(生駒市屋外広告物規則の一部改正)

第5条 生駒市屋外広告物規則(平成14年3月生駒市規則第5号)の一部を次のように改正する。

第12条中「SDGs推進課」を「環境保全課」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。